

いわゆる「民泊」事業を行われる皆様へ

☞ 旅館業法における簡易宿所営業施設

☞ 国家戦略特別区域法における外国人滞在施設経営事業施設

上記の民泊施設内の「台所」「洗濯機」「浴室」などは、
シャワーのみの場合を除く

水質汚濁防止法の規制対象

事業をお考えの場合は、必ず裏面の相談窓口

事前に御相談ください。

※住宅宿泊事業法（平成 30 年 6 月 15 日施行）に基づく住宅宿泊事業は、令和 2 年 12 月 19 日付で水質汚濁防止法施行令の一部が改正されたことにより、水質汚濁防止法の規制対象外となりました。

- なお、例えば、集合住宅の一部で民泊事業を行う場合は、民泊事業者ではなく、排水処理施設（浄化槽等）の管理者等に届出義務が生じることがあります。
- 公共用水域（河川・水路・海など）への 1 日当たりの最大排水量が 50m^3 以上の場合は、水質汚濁防止法の届出でなく、瀬戸内海環境保全特別措置法の許可が必要な場合があります。

水質汚濁防止法の規制の詳細は、大阪府ホームページで

<http://www.pref.osaka.lg.jp/jigyoshohido/mizu/>

大阪府 水質規制 で検索

水質汚濁防止法の相談窓口

(令和2年12月時点)

民泊施設が 所在する市町村	担当部署	電話番号
柏原市	大阪府環境農林水産部環境管理室 事業所指導課水質指導グループ	06-6210-9585 (直通)
交野市		
門真市		
島本町		
四條畷市		
摂津市		
大東市		
羽曳野市		
藤井寺市		
熊取町	大阪府泉州農と緑の総合事務所 環境指導課	072-437-2530 (直通)
泉南市		
高石市		
田尻町		
岬町		
大阪市	大阪市建設局下水道部施設管理課水質管理担当	06-6615-7523 (直通)
池田市	池田市環境部環境政策課	072-754-6647 (直通)
箕面市		
豊能町		
能勢町		
豊中市	豊中市環境部環境政策課	06-6858-2103 (直通)
吹田市	吹田市環境部環境保全指導課	06-6384-1850 (直通)
茨木市	茨木市産業環境部環境政策課	072-620-1644 (直通)
高槻市	高槻市市民生活環境部環境政策課	072-674-7486 (直通)
守口市	守口市環境下水道部環境対策課	06-6992-1508 (直通)
寝屋川市	寝屋川市環境部環境保全課	072-824-1181 (代表)
枚方市	枚方市環境部環境指導課	050-7102-6012 (直通)
東大阪市	東大阪市環境部公害対策課	06-4309-3206 (直通)
八尾市	八尾市経済環境部環境保全課	072-994-3760 (直通)
松原市	松原市市民生活部環境予防課	072-334-1550 (代表)
富田林市	河内長野市環境経済部 環境政策課環境保全係	0721-53-1111 (代表)
河内長野市		
大阪狭山市		
太子町		
河南町		
千早赤阪村		
堺市	堺市環境局環境保全部環境対策課	072-228-7474 (直通)
泉大津市	泉大津市都市政策部環境課	0725-33-1131 (代表)
忠岡町		
和泉市	和泉市環境産業部環境保全課	0725-99-8121 (直通)
岸和田市	岸和田市市民環境部環境保全課	072-423-9462 (直通)
貝塚市	貝塚市都市整備部環境衛生課	072-433-7186 (直通)
泉佐野市	泉佐野市生活産業部環境衛生課	072-463-1212 (代表)
阪南市	阪南市市民部生活環境課	072-471-5678 (代表)